

# 町田市立南大谷中学校 父母と教職員の会 会費ならびに活動協力費に関する規約

## 第一章 総則

第一条 本規約は、町田市立南大谷中学校(以下「本校」という)父母と教職員の会(以下「本会」という。)が行う活動に要する経費ならびに本会が主体となり本会会員および非会員のいかんに関わらず、全ての在校生徒を対象として行う活動に要する経費に充てる会費及び活動協力費に関することについて定める。

第二条 前条に掲げた趣旨に則り、本校在校生の全家庭の内、本会会員は会費を、本会非会員は活動協力費を、年度毎にそれぞれ本科会計へ納入するものとする。

## 第二章 運用

第三条 会費ならびに活動協力費は、本会予算項目および細目に則り、次の各項に掲げる費用に充てる。

- (1) 運営費
  - (2) 活動費
    - ア 各学年委員会費
    - イ 研修費
    - ウ 行事委員会費
    - エ 広報委員会費
    - オ 標準服リサイクル委員会費
    - カ 役員・委員選出実行委員会費
    - キ 市P連参加費
    - ク 事業費
    - ケ 渉外費
    - コ 慶弔費
    - サ 体育祭準備費
    - シ 新入生準備費
  - (3) PTA保険費
  - (4) 卒業支度金
  - (5) 災害対策費
  - (6) 二十祭まちだ積立金
  - (7) 周年行事積立金
  - (8) 高額備品積立金
  - (9) 公衆電話積立金
  - (10) パソコン購入積立金

### 第三章 本規約に定める事項の管理

第四条 会費ならびに活動協力費の収支決算および予算の作成は、本会会計が行うものとする。

2 会費ならびに活動協力費の1家庭あたりの年額は、当該年度の予算案に掲載する金額とする。

第五条 収支決算報告ならびに予算案、その他本規約の改正等の事柄に関する議事（以下「会費ならびに活動運営費にかかる議事」という。）の審議は、本会定期総会若しくは臨時総会（以下「総会」という。）において行う。

- 2 本会会長は、会費ならびに活動協力費にかかる議事についての資料を、総会開催事前に本校在校生の全家庭に対して配布するものとする。
- 3 本会非会員は、前項に基づき示された会費ならびに活動協力費にかかる議事に対して疑義等がある場合は、総会に出席し意見を申し述べるとともに、その採決に参加することができる。なお、総会に参加しない非会員は、総会における会費ならびに活動協力費にかかる議事に同意したものとみなす。
- 4 本会非会員が総会への参加を希望する場合は、本会会長に事前に申し出るものとする。当該申し出は、総会通知に記載の出席票等をもってこれを行うことができる。

第六条 以上に定める他、会費ならびに活動協力費の運用等にかかる取り扱いは、原則として本会会則に則るものとし、疑義等が生じた場合は、必要に応じて、その都度、総会で審議し改善するものとする。

### 附 則

1. 本規約は、令和5年度5月12日より発効するものとする。

本規約は、令和6年5月10日 一部改正をもってこれを施行する。

町田市立南大谷中学校 父母と教職員の会 会費ならびに活動協力費に関する運営の手引き  
(各条項番号は本規約に基づくものである)

第二条（1）年度途中の転入者からの会費ならびに活動協力費の徴収については、次のとおり対応する。

- ・ 1 学期途中の転入 … 全額を徴収する。
- ・ 2 学期より転入 …… 半額を徴収する。
- ・ 3 学期より転入 …… 徴収しない。

（2）会費ならびに活動協力費の未納者に対する取り扱いは以下のとおりとする。

- ・ 1～2 学期においては、適切な時期において対象者に対して督促通知を発送する。
- ・ 3 学期以降は、予算に対して 90 %以上の徴収率を目指し、督促、回収に努めるものとする。（2 学期までに 90 %以上の徴収率を達成している場合は、3 学期における督促は行わない。）